

愛媛県出資法人経営評価指針〈概要版〉

I 指針策定の目的

県出資法人については、これまで行政改革の一環として見直しを行ってきたが、特に「構造改革プラン」推進期間中（平成18～22年度）は、「県出資法人改革プラン」を策定し、集中的に改革・見直しに取り組むとともに、外部点検評価機関「愛媛県出資法人点検評価部会」を設置し、点検評価を行ってきた。

同プランに基づく改革・見直しは平成22年度に終了したが、同プランに基づく点検評価結果のフォローアップを行うとともに、新たな課題などに対応をしていくため、引き続き定期的な経営評価を行う。経営評価は、法人が有する公共性、経営方針を踏まえながら行うものとし、これらの取組により、県出資法人の経営改善及び効率的運営の実効性確保を図るものである。

II 対象法人及び経営評価期間

1 対象法人

県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人（以下「出資法人」という。）。ただし、広域的な性格を有する法人及び地方独立行政法人は除く。（特例民法法人・公益財団法人15法人、会社法法人4法人、社会福祉法人1法人、特別法人2法人）

2 経営評価期間

平成23年度から25年度までの3か年

III 基本的取組事項

1 出資法人の自主性・自律性の向上

（1）組織体制の見直し

①経営責任の明確化

経営責任を明確にする観点から、組織の肥大化の防止を図りつつ、役員の常勤化、経営感覚を有する人材の役員への登用などの取組を行う。

また、新公益法人制度を踏まえた役員の人選などを行う。

②柔軟で効率的な組織体制の構築

経営環境の変化への柔軟な対応、効率的な業務運営の観点から、組織の大括り化、人材派遣会社からの派遣職員・嘱託職員等多様な人材の活用、勤務形態の見直しなど、柔軟で効率的な組織体制の構築を図る。

③プロパー職員の育成と見直しに伴う雇用問題への配慮

プロパー職員の経営感覚等向上の観点から、業務に関連する研修・講座等の受講機会充実、他法人との人事交流促進、能力・業績重視の人事・給与制度導入、管理職登用などを行う。

また、見直し過程における職員の雇用問題には、最大限の配慮を行う。

④新公益法人制度への移行

特例民法法人は、早期の移行申請、課題解決に取り組む。特に、移行時期、移行の方向性が定まっていない法人は、これらの早期決定に努める。

（2）経営基盤の充実・強化

①事業の見直しと他団体との連携促進

県からの財政支援に頼らない新規事業の展開や新規顧客の開拓、民間・市町等からの事業の受託等に努めるほか、出資法人で実施する必要性が薄れた事業、他の民間主体が成長し市場が形成されている事業の廃止、譲渡、共同実施などの検討を行う。

②収支構造の改善

収支構造を改善する観点から、収益事業の展開、賛助会費の徴収、利用者負担金の導入・見直し、広報誌等を活用した広告料収入確保などに取り組む一方、業務手順の抜本的な見直し、アウトソーシング推進など、徹底した経費削減を図る。

なお、基本・運用財産の管理運用に当たって、運用リスクに十分配慮する。

③監査体制の強化

出資法人の適正な事業運営、経営の透明性、外部の信頼性を高めるために、公認会計士等の専門家による外部監査体制の整備等を図る。

(3) 役職員数及び給与制度の見直し

①役職員数の削減

出資法人の役員数について、法人の事業規模、職員数等に応じた最小限のものとする。特に特例民法法人は、新公益法人制度移行を契機に、必要な見直しを行う。

また、職員数については、人件費抑制等の観点から、可能な限り削減に努める。

②給与等水準の適正化

人件費抑制等の観点から、民間企業の水準等を参考にしつつ、出資法人の業績や経営状況等の実態を踏まえた給与水準の適正化を図る。

③能力・業績に応じた人事・給与制度の導入

職員の労働意欲を高め、業績向上に結びつくものとするため、能力主義に基づく抜擢人事、業績に連動した賞与・手当の支給など、職員の労働インセンティブが働きやすい人事・給与制度の導入を図る。

(4) 経営におけるPDCAサイクルの実践

事業の確実な推進と事後の検証、評価、その結果を経営に的確に反映させるべくPDCAサイクルを実践する。

2 県の関与の適正化

(1) 財政的関与の見直し

①補助金の縮減、整理・統合

補助金の交付について、事業の必要性等の観点から見直し、国や市町が行う事業との分担や重複に留意し、限られた財源の効率的な配分を進める。

特に、出資法人の経常的な経費に対する補助については、縮減を図る。

②委託料・貸付金の見直し

事業の委託については、今後も、委託内容や委託料の積算方法について見直しを行う。また、競争入札の実施に努める。

貸付金については、可能な限り民間資金の活用等の方策を出資法人自らが検討する。出資法人への運転資金としての短期貸付は、縮減するなど見直しを図る。

③債務負担行為等の抑制

県が行う出資法人の資金調達に係る債務保証や損失補償等については、その内容や必要性、返済の見通しとその確実性に関する検討を十分に行うとともに、将来の県の財政運営へ影響を与えることを考慮し、真にやむを得ない場合に限定する。

(2) 人的関与の見直し

①県派遣職員の計画的引揚げ

県職員の出資法人への派遣は、必要最小限の人数とするとともに、適時適切に派

遣の必要性や人数を見直し、計画的に派遣職員の引揚げを図る。

② 県退職者の役職員就任の見直し

県退職者の役職員への就任は、内部登用を阻害することのないよう、出資法人からの要請に応じて知識経験を有する適任者を紹介することに限定する。

③ 代表者等への充て職の抑制

出資法人の自主性発揮、経営責任の観点から、代表者等への知事をはじめとした県職員の充て職については、可能な限り抑制を図る。

3 法人情報等の積極的な開示等

(1) 法人情報の公開

出資法人は、その財政基盤が県民の負担の上に成り立っていることなどを踏まえ、法令に基づき定められているものだけでなく、県が公開を要請する法人情報を県ホームページで公開をするほか、出資法人自らのホームページで公開に努める。

(2) 認知度の向上

出資法人に対する県民の理解と信頼を得るため、出資法人自らが果たす役割や取り組む活動の認知度を上げるよう、自らのホームページ等を利用し、県民へのアピールに積極的に努める。

VI 経営評価の進め方

1 出資法人ごとの経営評価検証シートの作成

出資法人ごとに「経営評価検証シート」を作成し、事業内容、財務状況、先の改革プランに基づく点検評価結果などを踏まえ、今後取り組むべき課題を設定し、これに対する取組実績を記載する。

2 評価体制

(1) 自己点検評価と見直しの実施

① 出資法人

出資法人は、毎年度、経営状況、課題に対する取組実績等を分析・検証し、自己点検評価（1次評価）を行う。

② 県所管課

県所管課は、出資法人の経営状況、取組実績等とともに自らの取組状況を分析・検証し、自己点検評価（1次評価）を行う。

(2) 外部専門家による経営評価の実施

外部の専門家による「県出資法人経営評価専門委員会」は、出資法人ごとの経営評価（2次評価）を行う。

(3) 経営評価の連絡調整体制

行革分権課は、「県出資法人経営評価専門委員会」の事務局として、出資法人の経営評価結果等の取りまとめ、庁内外の連絡調整を行うほか、「県行政改革・地方分権戦略本部」の事務局として、「県出資法人経営評価専門委員会」から報告のあった経営評価結果等を県所管課に通知する。

3 経営評価結果等の周知・公表等

出資法人の経営評価結果等は、県の所管課が各出資法人に周知し、それぞれが連携・協議のうえ経営改善等、法人の見直しに取り組む。

また、出資法人の経営評価結果等は、県のホームページを通じて公表する。

《県出資法人経営評価の進め方》

